

議案第 28 号

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 6 日提出

清水町長 辻 康 裕



清水町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

北海道上川郡清水町

令和8年3月 日策定

目 次

	ページ
1 基本的な事項	4
(1) 清水町の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	8
(3) 町の行財政の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	14
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計 画	16
3 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	20
(3) 計 画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計 画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
6 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31

(3) 計 画	3 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 3
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 4
(1) 現況と問題点	3 4
(2) その対策	3 5
(3) 計 画	3 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 6
8 医療の確保	3 7
(1) 現況と問題点	3 7
(2) その対策	3 7
(3) 計 画	3 7
9 教育の振興	3 8
(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	3 8
(3) 計 画	3 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 0
10 集落の整備	4 2
(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 2
(3) 計 画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
11 地域文化の振興等	4 3
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計 画	4 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4
12 再生可能エネルギーの利用の推進	4 5
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
(3) 計 画	4 5
事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	4 6

1 基本的な事項

(1) 清水町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、北海道の東南部、十勝地域内陸の西部にあたり、北緯42度50分から43度07分、東経142度45分から143度02分に位置し、東は鹿追町、南は芽室町、北は新得町、西は日高山脈をへだてて日高町に接している。

町の面積は、402.25km²（東西23.1km、南北30.7km）を有し、そのうち農業地域が41.1%、森林地域が44.9%を占めている。

地勢は日高山脈が南北に走り、剣山・久山岳・芽室岳・高尾山・ペケレベツ岳などの山系を頂点とし十勝川に向かって緩い傾斜をなしている。ペケレベツ川・小林川・芽室川・久山川の各河川と本町の中央を流れる佐幌川は、いずれも十勝川に注いでいる。

地質は、第4紀新層の湖成沖積、河成沖積、扇状および第4紀古層の海成洪積、湖成洪積扇状土からなる緩傾斜地と、おおむね平坦地で肥沃であり、畑作、酪農地帯を形成している。

本町の気候は大陸的気候で、夏冬、また昼夜の寒暖の差が大きく、年間を通して全国的にも有数の日照時間に恵まれ、年間降水量も比較的少ないのが特徴であるが、近年は地球の温暖化の影響なのか、夏場には記録的な豪雨となることもある。

4月から5月の上旬は融雪期でもあるが、風が強く吹き、耕地の表土を飛ばし、播き付け時の農作物に被害を及ぼすことがある。

6月は晴天の日が少なく、梅雨らしい雨を降らせ、低温で湿度も高く、作物の成育が阻害されることもある。

7月から8月は本州に劣らぬ暑さの続く年もあり、また高気圧の強い年は、低温のまま秋を迎えることもある。秋の季節は短く、早くから北西の季節風が吹きはじめる。また、台風が北上し、秋は暴風雨をもたらしこともあり、農作物に被害を与える。

11月から2月は、大陸の高気圧が発達し、北西の季節風の最盛期となる。季節風は、連続して吹きすさぶわけではなく、だいたい5日ないし10日くらいの周期で強弱を繰り返すのが普通である。季節風が、北海道の中央部の山岳部を吹き降りるため、山岳部付近を除いて晴天が続き、雪の日は少ない。低気圧が通過するときは、北海道の南岸沖を東進する低気圧によって、かなりの大雪を見ることがある。

なお、金属類のさびにくい地域でもあり、夏の終わりから春先までの澄みきった好天はこの地帯の特徴である。

(イ) 歴史的条件

本町は、明治31年4月十勝開墾合資会社熊牛農場に26戸99人が入植し、初めて開拓の鍬が打ちおろされ、その後、明治36年6月人舞村外一村戸長役場を置いて開村した。

明治40年9月落合～釧路間の鉄道開通によって往来者が次第に増加し、市街地が形成

されるに至った。その後、村勢が着実に発展の経過をたどり、大正4年には屈足村（現新得町）と区域を分離して独立すると同時に2級村制の施行をみた。

大正9年4月清水市街に日本甜菜製糖清水工場が設立され、同12年明治製糖に合併され、人口も急激に増加し、村経済が益々充実され、大正12年4月1日、1級村制の施行をみるに至った。

昭和11年1月1日、1級町制の施行、更に昭和31年9月に隣接御影村と合併し、昭和33年4月に芽室町との境界変更により一部区域を芽室町へ編入して現在の清水町行政区域が確立され、令和4年には開町120年を迎えた。

（ウ） 社会的条件

本町の人口は、平成17年国勢調査では10,464人で過去5年間で524人の減少、平成22年国勢調査では9,961人で503人の減少となり初めて1万人を下回り、平成27年国勢調査では9,599人で362人の減少、令和2年国勢調査では9,094人で過去5年間で505人の減少と減少傾向が続いている。この減少要因としては、自然減が大きな要因であり加えて農家人口の減少と、企業の合理化等による転出である。

今後は、既存企業の育成や企業誘致、地場産業の振興を図り、雇用の場の確保と安定を図る必要がある。また、圏域の中心都市への通勤圏としての有利性を生かし、定住人口の増加をいかに図っていくかも課題となっている。

交通条件としては、町内を南北に通過するJR根室本線のほか、これにほぼ並行する国道38号および東西に通過する国道274号を幹線として、道央方面や十勝の中核都市である帯広市に連絡している。また、北海道横断自動車道のインターチェンジを有し、清水町が十勝圏の玄関口となっている。

（エ） 経済的条件

本町の産業は農業を基盤としており、これに関連した第2次、第3次産業によって構成されている。農業は、昭和30年までは十勝の畑作の代表的な豆類を主体とした経営形態であったため、それまで連続して発生した冷害に見舞われ、農家経済は危機的状態に追い込まれた。また、これと時を同じくして始まった高度成長による労働力の流失現象が現われた。この様な状況の中で町は冷災害を教訓とし、寒地農業への確立を図るため、昭和31年集約酪農地域の指定を受け、以後、酪農への転換を適時進めてきたものである。

本町における主要産業の推移を見てみると、従業者数については、工業が平成28年と比較し増加傾向にある一方で、農・商業はいずれも減少、停滞傾向にあり、離農や後継者不足、企業の合理化、撤退等により、本町のおかれている状況は非常に厳しいと言える。

一時は農畜産物の輸入拡大による価格の低迷や飼料の高騰により、伸び悩んでいた農業所得については、酪農畜産の大規模化が進み、生乳の出荷量増加や肉用牛の飼養頭数の増加などにより、近年は増加傾向にある。製造品出荷額は、ほぼ横ばいで推移している。また、商店の販売額については、新型コロナウイルスの影響等による商業活動の停滞からの回復が鈍く大幅に落ち込んでいる。

図－1(1) 農業従事者数と農業産出額の推移

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農業従事者数 (人)	2,140	1,861	1,590	1,359	1,248	1,121	985	826
農業産出額 (百万円)	16,246	17,288	17,349	16,180	19,190	17,469	27,012	31,690

※農業従事者数は農林業センサス、農業産出額については平成17年までは北海道農林水産統計年報、以降「農業粗生産額及び生産農業所得調査」が実施されなくなったため、平成22年からはJ A十勝清水町通常総会資料より参照。

図－1(2) 製造業従業者数と製造品出荷額の推移

区分	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成24年	平成28年	令和3年
従業者数 (人)	1,055	964	850	851	722	656	591	649
製造品出荷額 (百万円)	26,314	26,803	22,459	26,685	15,679	20,077	24,177	26,228

※平成18年までは工業統計調査、平成24年からは経済センサスによる。

※平成18年は企業の決算期の変更があったため、大きく減少している。

図－1(3) 商業従業者数と年間販売額の推移

区分	昭和60年	平成3年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年
従業者数 (人)	752	719	673	688	711	420	498	460
年間販売額 (百万円)	20,038	24,916	34,805	16,414	18,176	7,027	16,877	11,150

※平成19年までは商業統計調査（卸小売業のみ）、平成24年からは経済センサスによるもので調査方法の違いにより大きく減少している。

イ 清水町における過疎の状況

昭和35年の国勢調査の人口は17,138人であったが、昭和50年には14,026人に減少し、昭和51年に過疎地域として指定された。これは、本町の基幹産業である農業における後継者難と離農者の増加、学卒者の就職の機会が地元が少ないため若年労働者が流出し、更に既存工場における設備の近代化・合理化により、従業員の減少傾向によるところが主な要因と考えられる。

これらに対処するため、生活環境、福祉施設等の充実や農業基盤の整備に積極的に取り組み、この結果昭和55年の人口は13,352人、昭和60年の人口は13,281人とほぼ横ばいとなった。

しかし、平成12年の国勢調査は10,988人、平成22年は9,961人となり初めて1万人をきり、令和2年は9,094人と各種事業による整備実施にもかかわらず減少傾向となった。更に令和7年9月末における住民基本台帳の人口は8,653人で、前年同月末の人口8,796人と比較してみると、1年間で143人減と減少傾向が依然続いている。

これまでの過疎対策としては、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、生活基盤の充実や産業の振興を図り、引き続き過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法施行後に策定した清水町過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、道路、上下水道等の生活関連施設や農業の生産基盤の整備を重点に更に進めてきた。また、将来の人口減少社会に対応するため「清水町人口ビジョン・総合戦略」を策定し、人口減少に対する取り組みも進めている。

生活基盤は一定程度整備されたが、これまで魅力あるまちづくりを進めるための広域的な視点や住民参加によるソフト事業の展開についての取り組みは十分ではなかったといえる。

今後、安全で安心して暮らせる住み良いまちづくりにあたっては、住民等の生活・活動の範囲は広域にわたっており、地域整備については、中心都市との関係においても連携や施策の整合性を持たせるなど、住民参加の協働のまちづくりのもと、広域的視点を取り入れる必要がある。

今後の方向としては、生活道路網の整備、住宅・下水道等の生活環境の整備などをはじめ本町の自然環境を生かした各種施策の実践のもと、本町の特徴でもある自然環境を強みとし、魅力あふれる住み良い町づくりを進めなければならない。

また、農業をはじめとする本町の産業を守り、発展させるための施策の推進を図らなければならない。

ウ 清水町の社会経済的発展の方向の概要

本町の人口は、昭和35年をピークに減少を続けてきたが、昭和51年ごろより次第に農家人口の流出も鈍化し、製造業や建設業、サービス業が発展してきた。しかしながら本町の基幹産業はやはり農業であることには変わりはない。

畑作、酪農および畜産を主体とする大型農業は、本町の風土に適した産業であり、広

い耕地を生かし、安全・品質を保証し、わが国の食料基地として誇りうる高生産性・高所得農業の発展を目指すものである。

その農業も後継者対策・国際競争に打ち勝つ産地づくり・酪農安定化対策など課題は山積している。特に農畜産物の輸入拡大等による価格低迷や物価高騰による資材、飼料価格の高騰、就業者の高齢化、労働力不足、消費者の安全志向、環境の保全など極めて厳しい状況下にある。

このような状況に対応するため、町と農協を中心に、担い手の育成、農地流動化対策や労働支援対策等を総合的に推進するものである。

工業については、本町は製糖工場や乳製品・食品加工など農畜産加工業が盛んであるが、既存工場等の増設や新設企業に対する補助制度による支援を今後も図る必要がある。

また、地域の特性を生かした新たな産業の芽づくりや新産業創出に取り組む起業化に対する支援として、人材養成や製品の研究開発、販路開拓について各関係機関との連携を深め情報提供等を積極的に行う必要がある。

商業については生活圏の拡大に伴い、帯広市近郊の大型店等への消費の流出がみられるなど一段と厳しい状況に置かれている。まちづくりと商業振興の連携を図り、魅力的な商店街づくりを推進するものである。

本町は、道央と道東を最短距離で結ぶ国道274号と国道38号、また北海道横断自動車道も通過する交通の要衝でもあり、人が立ち寄り滞在できるまちづくりを進めるため、観光や情報発信の拠点となるような施設の整備を図るとともに、宿泊施設の整備支援や参加型、体験型観光への事業展開に対する支援を行い、訪れる人々の満足度向上と住民がより充実した生活を送れるよう、総合的、計画的なまちづくりを進めていかなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和55年国調人口は、13,352人（男6,643人・女6,709人）で、うち若年者階層（15才～29才）は20.1%（2,687人）を占め、65才以上の高齢者比率は10.5%（1,401人）であったが、令和2年国調人口は9,094人で、昭和55年と比べると、4,258人（31.9%）の減少となった。

この減少数を年齢階層別にみると年少人口（0才～14才）では2,115人（69.9%）減、生産年齢人口（15才～64才）では4,398人（49.3%）減、そのうち若年者階層（15才～29才）では1,732人（64.4%）の減少となったが、高齢者人口（65才以上）では1,987人（241.8%）の増加となり、高齢化が著しく進んでいる。なお、本町の令和2年国勢調査の高齢者比率は37.3%で、全道の29.9%、全国の28.8%と比べても大幅に上回っている。

この人口減少は、昭和40年から昭和50年において顕著であったが、昭和60年においては、過去5箇年で71人の減少にとどまった。昭和60年から令和2年にかけては、離農者の町外転出、企業等の合理化に加え、少子高齢化により再度減少幅が大きくなった。

その後も年1.5%程度の減少が続いており、人口減少を抑えるための総合的な施策を積極的に講じていく必要がある。

本町の産業別就業者比率をみると、令和2年現在で第1次産業が28.6%、第2次産業が17.6%、第3次産業が52.3%となっており、第3次産業が最も多くなっている。

第1次産業の内訳は農業が主体となっており、98.6%が農業従事者であり、酪農と畑作を主体として展開しているが、農畜産物の輸入拡大による価格の低迷、資材、飼料価格の高騰や農業者の高齢化や労働力の減少などの課題を抱えている。

第2次産業の内訳は、製造業が主体となっており、61.6%が製造業就業者である。また、そのほとんどが地場の資源を利用した地域に根ざした加工業であり、食肉加工、乳業、製糖などの食料品製造が総出荷額の大部分を占めている。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 13,352	人 12,033	% △9.9	人 10,464	% △13.0	人 9,599	% △8.3	人 9,094	% △5.3
0歳～14歳	3,024	2,158	△28.6	1,327	△38.5	1,095	△17.5	909	△17.0
15歳～64歳	8,927	7,961	△10.8	6,228	△21.8	5,167	△17.0	4,529	△12.3
うち、15～29歳 (a)	2,687	1,976	△26.5	1,367	△30.8	1,095	△19.9	955	△12.8
65歳以上 (b)	1,401	1,912	36.5	2,909	52.1	3,330	14.5	3,388	1.7
(a)/総数 若年者比率	% 20.1	% 16.4	—	% 13.1	—	% 11.4	—	% 10.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.5	% 15.9	—	% 27.8	—	% 34.7	—	% 37.3	—

※ただし、平成2年国勢調査の総数には年齢不詳2名、平成27年国勢調査の総数には年齢不詳7名、令和2年国勢調査の総数には年齢不詳268名を含む。

表 1-1(2) 人口の見通し

日本全体が少子高齢化などを背景とした人口減少社会へ転じていく中、令和7年9月末8,653人（住民基本台帳ベース）から、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来人口推計」を基に、人口の将来展望を設定する。

① 自然増減：合計特殊出生率を1.5まで改善

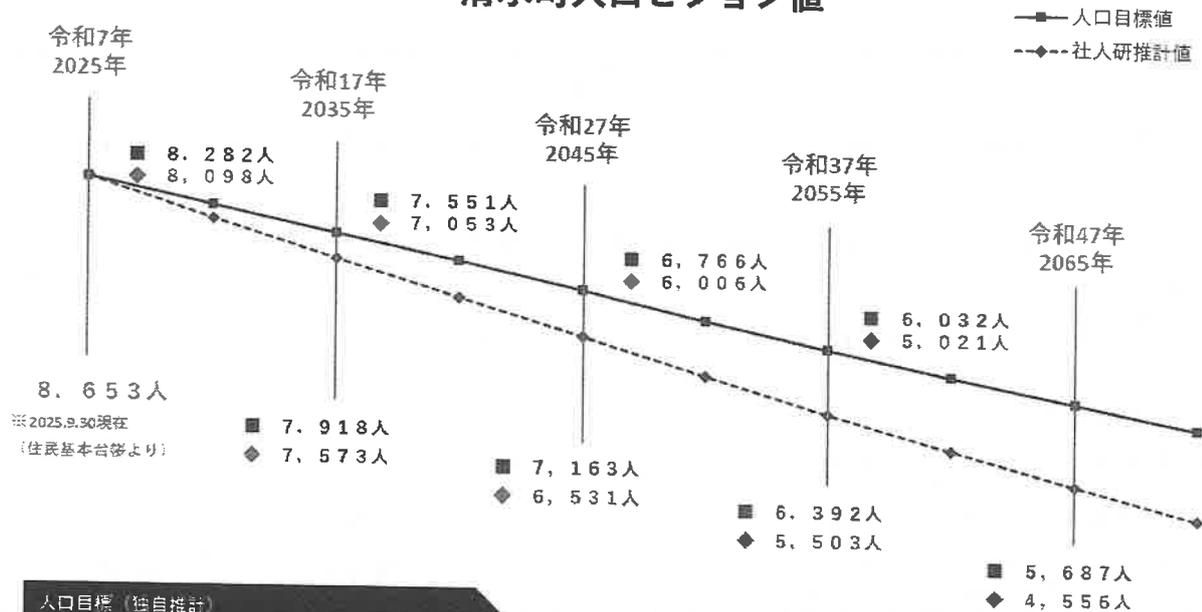
少子化対策や子育て支援の充実を図ることによって、合計特殊出生率を現状の1.34（平成30年～令和4年値）から1.5に改善を目指す。

② 社会増減：純移動率を社人研の推計値から社会減を0.5倍、社会増を1.5倍に改

産業振興や雇用、移住定住施策などを図り、純移動率を社人研推計値から社会減を0.5倍、社会増を1.5倍にすることを旨す。

これにより、令和27年の人口を7,163人、令和47年の人口5,687人を将来の人口目標として設定する。

清水町人口ビジョン値



人口目標（独自推計）
合計特殊出生率・・・1.5
人口移動率・・・社会減を0.5倍、社会増を1.5倍

出典：清水町人口ビジョン・総合戦略

(3) 町の行財政の状況

ア 行財政の状況

本町は昭和31年9月30日御影村と合併し現在に至っている。町の行政機構は町長部局10課、1支所のほか、教育委員会、農業委員会、議会事務局と水道部の部局がある。

行政の総合的・計画的な執行を図るため、現在「第6期清水町総合計画」（令和3年～令和12年）に基づき施策を行っている。

広域行政（西十勝）としては、昭和43年11月に芽室町・新得町・清水町で西十勝消防組合が発足され、清水町に本部を置き業務にあたっていたが、平成28年度からは十勝全市町村で構成する「とちろ広域消防事務組合」となっている。

また、十勝にある19市町村で構成される十勝圏複合事務組合では、住民のサービス向上を目指し、滞納整理やし尿処理、ごみ処理などの共同処理事務を行い、広域連携の推進及び共通課題への取り組みを行っている。

財政面では歳入総額に占める町税の割合は、平成12年度11.6%、平成17年度13.1%、平成22年度16.9%、平成27年度14.4%、令和2年度13.9%であり、また地方交付税、地方債等の依存財源の占める割合は、平成12年度68.5%、平成17年度68.5%、平成22年度69.7%、平成27年度71.5%、令和2年度70.7%と依然厳しい状況にある。

歳出総額に占める義務的経費の割合は、平成12年度41.4%、平成17年度45.8%、平成22年度43.1%、平成27年度32.7%、令和2年度32.9%となっているが、極力経費の節減を図り、住民生活向上のための事業推進に努めている。

また、行政運営の合理化や徹底した効率化を進めるため、平成14年度からの「清水町行財政改革推進計画」及び平成17年度からの「清水町行財政健全化実行プラン」に基づき、行政の簡素化・効率化を目指し行財政改革を行っており、引き続き限られた財源を効率的に活用し、健全性の高い財政運営に取り組んでいく必要がある。

イ 施設整備水準の現況

本町は、昭和46年度を初年度とする第1期清水町総合開発計画（10箇年計画）を策定し、計画の目標達成のための施策を推進してきたが、激変する社会情勢の中で、過疎という問題に大きく直面し、過疎地域振興計画（昭和51～54年）を策定、現住人口の維持を図った。更に「昭和55～59年度」、「昭和60～平成元年度」、「平成3～6年度」、「平成7～11年度」、「平成12～16年度」、「平成17～21年度」、「平成22～27年度」、「平成28～令和2年度」、「令和3～7年度」の計画をそれぞれ策定し、生活基盤整備を始め、高齢者・児童福祉等の社会福祉施設、教育文化施設の整備を推進してきた。

この間本町を取り巻く社会経済は、少子高齢化、情報化、国際化の進展とともに大きく変化する中で、時代の変化と住民ニーズに対応したまちづくりを進めるため、令和2年度に令和12年度を目標年度とする第6期清水町総合計画を策定し、これまで、各種施策の推進を図るとともに産業基盤整備・交通体系の根幹となる道路・農道関係の整備水準を更に向上させるため計画を推進中である。

表 1 - 2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和 2 年度
歳入総額 A	7,485,374	8,861,371	10,165,534
一般財源	5,078,663	5,017,775	5,166,999
国庫支出金	516,859	569,939	1,813,224
道支出金	388,211	464,000	726,087
地方債	500,880	1,573,024	903,416
うち過疎対策事業債	131,100	708,600	399,100
その他	1,000,761	1,236,633	1,555,808
歳出総額 B	7,327,952	8,656,001	9,815,324
義務的経費	3,161,619	2,826,185	3,226,752
投資的経費	763,065	1,620,429	1,289,548
うち普通建設事業	736,477	1,616,834	1,166,692
その他	3,403,268	4,209,387	5,299,024
過疎対策事業費	301,531	1,337,380	1,585,539
歳入歳出差引額 C (A - B)	157,422	205,370	350,210
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,591	9,876	2,840
実質収支 C - D	147,831	195,494	347,370
財政力指数	0.30	0.29	0.35
公債費負担比率	17.4	11.9	14.9
実質公債費比率	16.2	7.9	6.1
起債制限比率	9.7	1.5	4.6
経常収支比率	80.2	80.8	87.4
将来負担比率	91.5	28.1	1.0
地方債現在高	7,002,645	8,143,870	11,378,991

(注) 上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領に基づくものである。

ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	41.8	59.2	73.2	75.3	75.5
舗装率 (%)	20.4	47.1	60.1	61.6	61.9
農 道					
延 長(m)	71,293	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長(m)	5.2	—	—	—	—
林 道					
延 長(m)	24,927	24,927	31,411	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	1.3	1.4	1.8	—	—
水道普及率 (%)	59.1	72.9	79.8	97.1	97.8
水洗化率 (%)	(1.9)	41.1	62.1	80.9	87.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	15.8	19.6	—	—	—

(注) 1 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」と「舗装率」及び平成22年度以降の「水道普及率」並びに「水洗化率」以外のものについては、公共施設状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

2 上記区分のうち、平成22年度以降の市町村道の「改良率」及び「舗装率」については、国土交通省の「道路施設現況調査」の記載要領を参考に、次の算式により算定する。

改良率＝改良済延長／実延長

舗装率＝舗装済延長／実延長

3 上記区分のうち、平成12年度までの「水道普及率」については公共施設状況調査の記載要領によることとし、平成22年度以降については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」の数値を使用する。

4 上記区分のうち「水洗化率」については、次の算式により算定する。なお、基準日はその年度の3月31日現在とする。また、AからHまでについては公共施設状況調査の記載要領に、Iについては一般廃棄物処理事業実態調査（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の記載要領による。

水洗化率＝(A+B+C+D+E+F+G+H+I)／J

A：当該市町村の公共下水道現在水洗便所設置済人口

B：当該市町村の農業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

C：当該市町村の漁業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

D：当該市町村の林業集落排水施設現在水洗便所設置済人口

E：当該市町村の簡易排水施設現在水洗便所設置済人口

F：当該市町村の小規模集合排水処理施設現在水洗便所設置済人口

G：当該市町村のコミュニティ・プラント処理人口

H：当該市町村の合併処理浄化槽処理人口

I：当該市町村の単独処理浄化槽処理人口（※）

J：当該市町村の住民基本台帳登録人口

※処理状況調査票〔市町村用〕中、「浄化槽人口」から「合併処理浄化槽人口（農業集落・漁業集落排水処理施設人口含む）」を差し引いた数値。なお、「平成19年度末」とあるのは、「平成18年度末」とする。

5 水洗化率の（ ）は、昭和57年度末の数値である。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

社会経済環境が激しく変化する中で、豊かな自然環境のもと、人々の心豊かな暮らしと活力ある産業の発展を目指してまちづくりを進め、北海道総合計画や十勝圏複合事務組合で推進する十勝圏ふるさとづくりプラン、十勝定住自立圏共生ビジョン、第6期清水町総合計画との整合性を保ちながら、広域的視点に立ち、本町が持つ特性を最大限に生かし、現在及び将来直面する課題に積極的に対応していく。

ア 安全・安心に暮らしつづけるまち

町民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくために、人にやさしい快適な生活環境の整備を推進する必要があるため、自然に負荷をかけない地域循環型まちづくりを推進するとともに、防災対策や消防体制、交通防犯対策など、次世代につながるができる安全・安心な生活環境を確保できるまちをつくる。

イ 健やかで笑顔あふれるまち

少子高齢化が進行するなか、町民の健康増進や福祉の向上のために、予防対策や自立支援の充実や、地域と一体になった切れ目のない子育て支援などにより、安心して子どもを産み育てることができ、そしてすべての町民が支え合い、健やかに生活することができるまちをつくる。

ウ 学びから生きる力を育むまち

生きる力と郷土愛を受け継ぐ「学び」を推進し、確かな学力と豊かな心を持つ人材を育む教育を実践するとともに、町民が自主的に学び交流する文化やスポーツの機会を地域と見つけられるまちをつくる。

エ 地域資源と産業を活かし挑戦するまち

活力あるまちづくりを進めるために、食や農業などの強みを活かした十勝清水のブランド化を図るとともに、地域資源を生かした交流人口拡大によって、地域が潤いとにぎわいに満ちたまちをつくる。

オ 快適で安らぎを感じられる住みよいまち

人口減少や少子高齢化が進行するなか、町民誰もが暮らしやすいと感じることができる豊かな生活基盤整備を進めるとともに、長期的視点で居住機能や公共交通機能などを小さくても質の高いサービスを提供し、町民の満足度が高まるまちをつくる。

カ 多様なつながりで協働するまち

社会情勢や町の財政状況が厳しさを増すことが見込まれる中、まちの明るいミライを創造していくために町民参加のまちづくりを更に実践し、多様な対話の実現からまちづくりを自分ごととして捉えられる機運と環境があるまちをつくる。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

- ア 人口目標：5年後に8,282人
- イ 雇用創出数：5年間で40人
- ウ 農業粗生産額：約400億円
- エ 観光入込客数：5年後に201,102人
- オ 純移動数：5年間で転入超過20人
- カ 出生数：5年間で250人
- キ 合計特殊出生率：5年後に1.5
- ク 住みやすさ満足度：5年後に80%

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、民間委員で構成する「清水町総合計画審議会」においてアドバイザーが参画し、検証を実施する。また検証後、議会全員協議会へ経過等を報告し意見を伺う。

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に記載された全ての公共施設等の整備について、清水町公共施設等総合管理計画等に基づくものとする。

「公共施設（建築物）及びインフラ系施設の管理に関する基本方針」

今後の公共サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとする。

道路、橋りょう等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていく。

その他施設については、清水町総合計画との整合性を図り、公共施設等総合管理計画等に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町においては、毎年100人を超える人口減少が進む町としてその対策が喫緊の課題となっている。

若い世代が地元に戻りたいと思ったときの受け皿となる雇用や新規就業支援事業や起業支援をさらに進めていく必要がある。また、交通の要衝である地理的優位性や豊かな自然や食などのまちの強みを活かし、交流人口、関係人口、2地域居住の創出から移住・定住につなげる支援を積極的に進める必要がある。

将来の地域社会を担う子どもたちが、ふるさとに根付くために学校と家庭、地域等が連携・協力し、郷土を愛し、将来に向かい夢や希望を持ち、新たな道を切り拓くことができる力を身に付けた子どもを育む取組みを推進する必要がある。

(2) その対策

ア 移住定住につなげる支援の強化。

イ 歴史や地域資源を活かした学習「十勝清水学」による郷土愛の醸成を図る。

ウ 交流人口・関係人口・2地域居住創出の推進。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住 ・地域間交 流の促進、 人材育成	(1)移住・定 住	しみずマイホーム取得奨励金交付 事業	町	
		定住促進賃貸住宅建設補助金交付 事業	町	
		移住定住促進事業（移住体験住宅 ・移住相談会 他）	町	
		子育て移住体験事業（保育園留 学）	町	

	<p>(4)過疎地域 持続的発展 特別事業 地域間交流</p>	<p>清水町地域活性化交流施設整備事業 補助金</p> <p>町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。</p>	<p>町</p>	
--	---------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	--

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の基幹産業である農業は、大型酪農、肉牛等の畜産と小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を主要作物とする畑作を中心に大規模経営を主体に展開しており、特に畜産では、道内屈指の粗生産額を誇り、地域経済の発展に大きく貢献してきた。

農業を取り巻く環境は、農畜産物の輸入自由化と産地間競争の激化など市場原理が導入され、今後の農業経営においても、いかに生産コストを下げ、生産性を高め、持続可能な農業を展開するかが大きな課題である。また、社会構造の変化から若年層を中心とする担い手の減少や労働力の高齢化が進んでおり、労働力の確保と担い手の育成を図る必要がある。

生産者自身も安全で高品質な農畜産物を消費者へ提供することを心がけ、土づくりを基本としたクリーン農業を推進するため営農技術を高め、基盤整備による効率的安定的な農業の展開を目指すものである。

表－2(1) 農家戸数の推移

年次	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
専業農家戸数	832	667	609	553	475	357	293	268	258	269	—	
兼業農家	第1種兼業	173	109	106	122	126	131	123	119	82	39	—
	第2種兼業	57	58	43	43	25	20	10	10	16	13	—
	計	230	167	149	165	151	151	133	129	98	52	—
合計	1,062	834	758	718	640	522	440	405	368	329	297	
農家人口	5,567	3,969	3,498	3,285	2,997	2,497	2,112	1,894	1,600	1,442	1,207	
戸当り人口	5.2	4.8	4.6	4.6	4.7	4.8	4.8	4.7	4.3	4.4	4.2	
農業従事者数	3,545	2,539	2,292	2,140	1,925	1,590	1,359	1,246	1,121	985	826	
戸当り従事者	3.3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	

※令和2年農林業センサスより専業農家、兼業農家の調査項目が無くなったため未記載。

イ 林 業

林業を取り巻く環境は、林業経営費の増大など年々厳しさを増しているが、森林は単に木材の供給のみならず、国土保全、水源かん養、環境保全、保健・レクリエーション機能など公益的機能を担っている。

森林のもつ多様な公益的機能の保全に向けて、町有林の整備を進めるとともに、民有林の整備に対する支援を行い、森林面積の維持を図る必要がある。

ウ 商 業

本町における商業の状況は、令和3年の経済センサスの卸売業年間販売額が2,991百万円、小売業年間販売額が8,160百万円となっている。

人口減少・高齢化が進む中、後継者不足もあり、事業者数は減少している。また、インターネットの普及による買い物の仕方の変化などもあり、商業環境はさまざまな問題を抱えている。消費者ニーズに対応した商店経営を目指し、中心商店街がにぎわいと魅力のある商店街となるよう、各事業者と連携を図りながら、空き店舗などを活用したソフト事業を展開する必要がある。

エ 工 業

工業の現況では、令和3年の経済センサスで事業所数は22件、従業員数は649人、製造品出荷額は262億円となっている。そのうち食料品製造業は、事業所数11社（50.0%）、従業員数で460人（70.9%）、製造品出荷額は221億円を占めており、本町の工業は食料品製造業を中心に展開している。この食料品製造業も、地場資源を活用した大手企業（製糖、ハム）と、地元の製麺業等が中心となっている。

このような状況の中、既存工場の増設等に対する各種融資制度による支援を図るとともに、企業誘致及び起業の促進について、積極的に働きかけていく必要がある。

表－2(2) 製造業の推移

年 次	総 数			左のうち食料品製造業		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額	事業所数	従業者数	製造品出荷額
昭和60年	件 23	人 982	万円 2,983,234	件 9	人 656	万円 2,447,091
平成元年	25	937	2,953,766	9	599	2,475,655

平成5年	30	922	2,381,121	12	614	1,873,623
平成10年	25	748	2,168,769	11	521	1,714,700
平成14年	25	593	2,515,397	10	404	2,114,035
平成18年	23	722	1,567,949	9	539	1,150,983
平成23年	23	656	2,007,753	11	457	1,579,561
平成28年	20	591	2,417,718	11	482	2,090,466
令和3年	22	649	2,622,813	11	460	2,208,369

オ 観 光

本町の観光は、「日勝峠展望台」、「清水公園」、「美蔓パノラマパーク」、「円山展望台」の自然環境と、町内で抜群の集客力を持つ「十勝千年の森」をプラスして「十勝清水四景+1（プラスワン）」として景勝地を選定し、本町の景観を観光資源として発信している。

また、人が集まり、参加して楽しめるイベントとして清流まつり、十勝清水にんにく肉まつりなどを開催し、地域活性化に努めている。

恵まれた自然環境と地域の資源を生かした取り組みの気運が高まってきており、景観の保全とともに、令和6年に日高山脈襟裳国定公園が日高山脈襟裳十勝国立公園に指定されたことを契機とした観光振興を進めている。

(2) その対策

ア 農 業

(ア) 農村農業基盤整備事業を推進する。

農地整備推進事業

農地の整備にあたって、生産者の経費負担が大きく、経営が圧迫されることから、基盤整備事業推進の大きな課題であるため、受益者負担分について補助し安定的な経営を推進する。

(イ) 農業経営基盤の体質強化を図る。

(ウ) 担い手の育成、確保を図ることで、就農人口の減少を抑制する。

(エ) クリーン農業及び地産地消の推進を図る。

- (オ) 家畜防疫対策の推進を図る。
- (カ) 農村生活環境の整備を図る。
- (キ) 町営育成牧場の整備を図る。

イ 林 業

- (ア) 町有林の整備事業を促進する。
- (イ) 民有林整備に対する支援を行う。

ウ 商 工 業

- (ア) 商店街の近代化、活性化により、魅力を高める。
- (イ) 融資制度の充実や企業立地促進条例の活用で、企業の経営基盤強化を図る。
- (ウ) 中心市街地の空き店舗対策を進め、賑わいのある商店街づくりを目指す。
- (エ) 起業・雇用の促進を図ることで、商業者数の減少を抑制する。

エ 観 光

- (ア) 景観の保全と地域資源を生かした体験型観光の支援を図る。
 - (イ) 長期滞在型観光の推進を図る。
 - (ウ) 休憩型観光の推進を図る。
- 公園再整備事業（清水公園）、情報発信拠点整備事業（情報発信拠点1カ所）

オ その他

- (ア) 産業の振興において、周辺市町村が持つ地域資源を有機的に結び付け、効果的な広域連携に努める。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	草地畜産基盤整備事業（公共牧場整備事業）「清水御影地区」草地整備型	道	
		農村整備事業（農道・集落道整備事業（強靱化型））「下佐幌15号地区」	道	
		農村整備事業（農道・集落道整備事業（強靱化型））「人舞西1線地区」	道	

		道営農業競争力強化基盤整備事業 (畑地帯担い手育成型)「清水熊牛 地区」農業用排水、区画整理等	道	
		農業水路長寿命化・防災減災事業 「清水地区」	町	
		農業水路長寿命化・防災減災事業 「北清水地区」(公共牧場)	町	
		農業水路長寿命化・防災減災事業 「御影他地区」	町	
		清水町地域農業再生協議会負担金	町	
		畑作総合対策事業 畑作経営安定補助	町	
		食育推進事業 推進事業補助金	協議会	
	林業	町有林整備事業 野鼠駆除ほか	町	
		森林保全整備事業 人工造林・保育事業委託料	町	
		豊かな森づくり推進事業	町	
	(5)企業誘致	企業立地促進補助金	町	
	(6)起業の促進	清水町起業等スタートアップ支援 事業補助金	町	
	(7)商業 その他	中小企業近代化資金利子補給補助 事業	町	
	(9)観光又は レクリエー ション	清水公園再整備事業	町	

		情報発信拠点整備事業	町	
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	<p>農地整備推進事業</p> <p>本町の基幹産業である農業は、大型酪農、肉牛等の畜産と小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を主要作物とする畑作を中心に大規模経営を主体に展開しているが、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、生産者もコストの削減を行いながら生産性を高める努力をしているところであり、また、安全で高品質な生産を行うため、土づくりを基本としたクリーン農業を推進し、農地の基盤整備を進めている。</p> <p>農地の整備にあたって、生産者の経費負担が大きく、経営が圧迫されることから、基盤整備事業推進の大きな課題であるため、受益者負担分について補助し安定的な経営を推進する。</p> <p>この事業を実施することにより、農地の基盤整備が進み、安定的な経営と生産性の向上が図られる。</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興において、十勝定住自立圏共生ビジョンのもと、あらゆる分野で連携し、農業の担い手確保や地域ブランドの確立、企業誘致促進などの振興策に取り組むものとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
清水町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①産業関連施設

施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。耐用年数を経過している施設については、廃止や改修を視野に入れながら、それ以外についても、今後人口動態や産業構造の変化、利用ニーズに合わせて、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

人口減少や高齢化が進行する中、産業分野における労働力不足や地域における医療・福祉・交通・教育の確保など様々な課題が顕在しており、ICTやAIなどといった技術を活用した取組みを一層進める必要がある。

また、令和元年度末に確認された新型コロナウイルス感染症の影響により、長期間にわたる外出自粛要請や学校及び事業者等への休業要請があったことを契機に大きく変化した生活スタイルにあわせて、今後も安定的な通信環境や情報伝達網を確保していく必要がある。

(2) その対策

ア 安定的な機器の運用を推進する。

イ リモートワーク等の働き方改革、教育におけるICT活用を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道 路

本町には国道38号、274号、道道は帯広新得線を含め8路線が通過するとともに、北海道横断自動車道の整備も進み、陸上交通の要衝となっている。

町道の実延長は634.3kmあり、そのうち改良済延長481.0km、舗装済延長394.9kmであり、年々整備が進んでいるが、住民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修、町道の維持管理も常に必要とされている。

表－3(1) 清水町内道路状況

(令和7年4月1日現在)

種 別	本 数	実 延 長	改良済延長	改 良 率	舗装済延長	舗 装 率
国 道	2	50.5km	50.5km	100.0%	50.5km	100.0%
道 道	8	70.8	70.8	100.0	70.8	100.0
町 道	490	634.3	481.0	75.8	394.9	62.3
計	500	755.6	602.3	79.7	516.2	68.3

イ 農 道

農道は、農業経営規模の拡大による大型農作業機械の導入、大型車両による農業資材の搬入出による効率の良い農業経営を行う上で、改良舗装整備が強く望まれている。

ウ 橋りょう

橋りょうは266本で延長4,614mを有するが、構造上大型車両の通行ができない橋りょうや橋上での交差ができない橋りょう、修繕が必要な橋りょうもあり、計画的な整備が必要である。

エ 交通・通信

清水町を走るバス路線は、農村部と本町中心地を結ぶ町有バス（スクールバスの一般混乗利用）を1日1往復、小中学生の登下校時間に合わせて運行している。

また、高齢化の進行により、日常の買物・通院のための移動手段が必要となっており、清水帯広線バスの運行やデマンド型の交通弱者移動支援事業を行っているが、更なる交通網の整備が求められている。

冬季交通路線の確保は、町道総延長634.3kmの65.7%にあたる417kmを除雪しているほか、通学路を基本とした歩道の除雪にも取り組み、安全な交通の確保を行っている。

当町においては、自家用車が日常の移動手段として重要なものであり、高齢者にとっても買い物や通院など、自ら運転ができるうちは移動の手段として常用している。

しかし、加齢による機能の衰えが原因となって、高齢ドライバーによるアクセルとブレーキのペダル踏み間違い事故が多発しているため、免許の自主返納を促し、交通弱者移動支援事業やタクシーの利用促進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 町道の改良、舗装、長寿命化の促進を図る。

道路改良舗装整備事業、道路舗装改修事業、道路改築事業、道路舗装補修事業
道路清掃車購入事業

イ 橋りょうの整備を図る。

橋梁長寿命化修繕事業（6橋）

ウ 交通安全対策として、市街地の道路改良と合わせて歩道の整備を図る。

歩道改修事業

エ 冬季交通路線を確保することにより、交通の安全性を図る。

除雪機械（4台）

オ 幹線農道の整備を図る。

カ 町有バスの老朽化対策や効率的な運行を図る。

町民バス（1台）

キ 交通弱者移動支援事業の拡充など更なる交通網の整備を図る。

(3) 計 画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	御影3丁目西道路改良舗装整備事業 L=440m W=7.5m+2.5m×2	町	
		清水本通南仲道路改良舗装整備事業 L=992m W=6.5m+2.0m×2	町	
		御影東3条道路歩道改修事業 L=581m 歩道幅W=1.5m×2をW=2.5m ×2に拡幅	町	
		御影1丁目道路歩道改修事業 L=1,340m 歩道幅W=1.5m×2を W=2.5m×2に拡幅	町	
		御影南3線道路舗装改修事業 L=1,100m W=6.5m (路上路盤再生 工法)	町	
		旭山美生間道路舗装改修事業 L=5,500m W=1.8m×2 (じょく層工 法)	町	
		美蔓西22線道路舗装改修事業 L=1,300m W=5.5m (路上路盤再生 工法)	町	
		清水5丁目道路舗装改修事業 L=570m W=13.0m (切削オーバーレ イ)	町	
		清水讃岐道路舗装改修事業 L=2,200m W=6.5m (じょく層工 法)	町	
		清水1丁目道路舗装改修事業 L=495m W=8.0m (じょく層工法)	町	
		下佐幌人舞間道路舗装改修事業 L=8,000m W=6.5m (じょく層工 法)	町	
下佐幌東1線道路舗装改修事業 L=3,300m W=6.0m (じょく層工 法)	町			

	橋りょう	清水町管内橋梁長寿命化修繕事業 橋梁修繕等工事	町	
	(6)自動車等 自動車	町民バス更新事業	町	
		パトロール車、散水車、グレーダー、 小型ロータリー、7t専用車	町	
	(10)その他	交通弱者移動支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「インフラ系施設の管理に関する基本方針」

①道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤である。道路パトロールなどによって、路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努める。

②橋りょう

本町が管理する橋梁は266橋で、今後急速に増大する老朽化橋りょうを計画的・効果的に保全するため、令和7年8月に改訂した「清水町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成30年9月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげる。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避する。

③その他

道路・橋りょうのほかにも、公園・農業用排水路等多くのインフラを保有している。これらインフラ系施設を適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に行い、長寿命化及びトータルコストの最小化に努める。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道事業は、昭和45年に清水市街地区に給水を開始し、昭和57年には第1期拡張事業として変更認可を受け、下佐幌・人舞地区の新規給水と下水道供用開始による水手当てを行い、増大する水需要の安定供給に努めている。

御影市街地区は昭和46年に給水を開始したが、その後、平成3年には集落排水事業による水洗化と、住宅団地造成計画の水量確保のため、変更認可を受けて供給している。

美蔓地区は、昭和44年に鹿追町から浄水を受水して、北熊牛、上美蔓、中美蔓地区に給水を開始して、飲料水不足を解消したが、地域の営農規模拡大に伴い、昭和62年に変更認可により安定した供給を行っている。

また、熊牛・松沢地区については平成17年、下美蔓地区においては平成20年に給水を開始し、平成27年度より各地区の水道事業を統合して供給を行っており、今後も老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

イ 下水道処理施設等

環境整備の上で最も身近な問題として、下水道整備事業を実施しており、清水市街地では、計画処理面積354ha、排水区域面積276ha、面整備率は約78%、水洗化率では約98.1%となっているものの、今後更に整備を進める必要があるとともに、老朽化した処理施設及び管路施設等について更新を計画的に実施する必要がある。

また、御影市街地を対象とする集落排水事業は、計画処理面積123ha、配水区域面積84haとなり、現在水洗化率は約98.7%である。今後は老朽化した処理施設及び管路施設等について更新を計画的に実施する必要がある。施設の長寿命化のため適切な維持管理を行っていく必要がある。

農村部においては、散在する農家の生活環境の整備として、個別に設置する合併処理浄化槽に対する補助を今後も推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理施設

令和元年度より直営のごみ処理から十勝圏複合事務組合（くりりんセンター）での広域処理に移行したことに伴い、ごみの処理コストは減少している。

地域循環型社会を目指してリサイクルに特化した施設に改修したマテリアルリサイクルセンターを活用し、リサイクルを促進し更なるごみの減量化を進めていく必要がある。

また、令和6年度のし尿等残処理量は2,812kℓであり、引き続き十勝圏環境複合事務組合に加入し共同処理を行っていく必要がある。

エ 消防施設

本町の消防体制は、十勝管内全市町村を管轄する「とちかち広域消防事務組合」所属の清水消防署及び清水消防署御影分遣所が担っている。また、清水地区及び御影地区にそれぞれ清水消防団と御影消防団を組織し防火や水防の活動を行っている。

しかし、農業施設や工業施設の大規模化及び災害弱者の増加により、消防体制の強化が必要となっている。

また、道央と道東を結ぶ輸送幹線として、交通の要衝であることから、交通事故による負傷者が増加傾向にあり、救急・救助件数も増加しており、救急・救助隊員の専門的な知識・技術の向上が要求されている。

更に火災、地震、台風、豪雨、豪雪、河川氾濫等に即応できる体制を築くために、清水町地域防災計画に基づき、町民への防災思想の普及啓発、防災体制の整備・拡充や清水消防署御影分遣所の施設老朽化への対応が必要となっている。

オ 公営住宅

清水町営住宅等長寿命化計画に沿って、老朽化した公営住宅の更新は人口減少による需要を見据えて進めるとともに、適切な維持補修による既存ストックの活用を図っていく。

また、周辺の景観形成への配慮や道路整備、環境整備を含めた住宅づくり、高齢者にも優しく配慮した住宅等、快適な住宅の提供に努める必要がある。

カ その他

墓地等については、これまで環境美化を進めてきたところであるが、引き続き共同墓地の環境美化や、社会情勢の変化による合同墓等の永代供養墓建設の要望も高まりつつある。

葬斎場については、建設後40年以上が経過したことで老朽化が進んでいることから、施設の更新の計画を進める必要がある。更新までの期間について、安全かつ確実に火葬が執行できるよう改修整備を図っていく必要がある。

また、市街地について廃屋解体撤去にかかる助成を行っているが、農村部等についても幹線道路沿線等に点在する廃屋については、火災や倒壊などの恐れがあり、安全面・景観面での問題があるため、市街地以外についても対策を進める必要がある。併せて放置された状態となった空き家対策についても検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 安全な水道水の安定供給を図る。

イ 上水道、簡易水道ともに増大する水需要の安定供給を図る。

ウ 公共下水道事業、集落排水事業で水洗化率の向上を図る。

エ 合併浄化槽設置により農村環境の向上を図る。

オ 消防施設の整備を図る。

消防ポンプ自動車整備事業（2台）、消防タンク自動車整備事業（1台）消防水利施設整備事業（消火栓更新18カ所）、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器部分更新事業（1式）

カ 公営住宅の計画的な修繕を図る。

公営住宅整備事業（11戸）

キ 分別収集の徹底、リサイクル運動の推進を図る。

ク 墓地の環境整備を図る。

ケ 葬斎場の適切な維持管理や定期的な管理を推進する。

葬斎場更新事業（1棟）

コ 廃屋・空き家の対策を推進する。

（3）計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	水道管路緊急改善事業	町	
	(2)下水道処理 施設 公共下水道	終末処理場施設及び管路施設更新 事業	町	
		その他	農村浄化槽設置推進事業 合併処理浄化槽設置奨励補助	町
	(3)廃棄物処 理施設 ごみ処理施設	ごみ減量化推進事業	町	
		し尿処理施設	新中間処理施設整備事業	十勝圏複 合事務組 合
	(4)火葬場	葬斎場更新事業	町	
	(5)消防施設	高機能消防指令システム・消防救 急デジタル無線機器部分更新事業	とちち広 域消防事 務組合	
		清水消防団1号車更新事業	町	

		御影消防団勝竜更新事業	町	
		清水消防団2号車更新事業	町	
		消火栓更新事業	町	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業	町	
	(8)その他	廃屋解体撤去助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①住宅

今後も今ある町営住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていく。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行う。詳細計画については、「清水町営住宅等長寿命化計画」に基づき実施する。

②衛生処理施設

施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て環境の確保

本町においても少子化、核家族化が進行しており、女性の就労率の高まりにより共働きが増え、家族がともに過ごす時間の減少などにより家庭環境が変化し、家庭の養育機能の低下が懸念されている。

子育ての負担軽減と就労の両立のための様々な保育サービスや子育て支援の充実を図り、家庭、学校、地域そして企業が連携しながら、社会全体で子どもを支える環境づくりが必要となる。

イ. 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

本町における65歳以上の人口は、平成2年国勢調査で1,912人、総人口に占める割合は15.9%、平成17年国勢調査では2,909人(27.8%)、平成22年国勢調査では3,077人(30.9%)であり、平成27年国勢調査では3,330人(34.7%)、令和2年度3,388人(37.3%)と高齢化が急速に進んでいる状況である。

社会全体で介護を必要とする方を支えていく仕組みとして介護保険制度が施行され、本町においても何らかの支援が必要な高齢者が増加している。高齢者をはじめ、その家族も健康で生きがいを持ち住み慣れた地域、家庭で安心して暮らせる社会を目指し、自らの意思に基づいて介護サービスを選択し、自立した生活が送れるよう清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、計画の推進を図っている。

また、清水町健康増進計画に基づき、生活習慣病の予防に重点を置きながら、今後更に町民参加による健康づくり運動を推進するため、保健推進員、食生活改善推進員の研修機会の拡充と主体的な活動を積極的に支援していく必要がある。なお、各種検診や健康相談など予防活動についても一層の推進を図る必要がある。

ウ. その他の保健及び福祉の向上及び増進

障がいのあるすべての人が、住み慣れた地域の一員として、安心して自分らしく暮らすためには、一人ひとりのライフステージに合わせて継続した関わりが不可欠となる。一人ひとりやその家族が、就学、進学、就労といった場面で安心して次の一步を踏み出すためには、福祉に限らない様々な関係機関と協力し合い、地域で支え合える関係づくりをどのように築いていくのかが課題となっている。

(2) その対策

- ア 在宅福祉サービスの充実を図る。
- イ 高齢者の居住環境の整備を支援する。
- ウ 各種検診の推進を図る。
- エ 生きがい対策の充実を図る。
- オ 子育て支援の充実を図る。
- カ 障がい者（児）とその家族へのきめ細やかな支援と療育・教育環境の充実を図る。
- キ 福祉館施設の維持を図る。
福祉館改築事業（3棟）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(9)その他	高齢者等短期入所事業	町	
		在宅福祉サービス事業 給食、移送、除雪サービス	町	
		緊急通報システム設置事業	町	
		福祉館改築事業	町	
		高齢者タクシー乗車券助成事業	町	
		障がい者交通費助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①保健・福祉施設

人口動態を鑑み、施設の活用の幅を広げながら施設の複合化や統廃合も視野に入れ、償却が進む中で大規模改修や修繕を行い、長寿命化を検討していく。

②子育て支援施設

詳細計画については、子ども子育て支援事業計画を中心に実施をし、さらに保健・福祉施設と連携しながら施設の維持管理に努めていく。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町における医療の現状は、病院・診療所・歯科医院が合計7か所あり、人口規模に対して数的には充実していると思われるが、高齢化の進行等があるため、町民が安心して医療を受けられるために、町内医療機関の安定的な医療体制の整備と寝たきりや虚弱高齢者等の実態把握と訪問活動、訪問診療など包括的な地域の在宅医療体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

- ア 町内医療機関の機能充実と経営安定の支援を行う。
- イ 地域医療及び在宅医療体制の充実を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	清水赤十字病院（不採算部門）運営費補助	町	
		帯広厚生病院運営補助金	町	
		休日夜間応急診療事業報償	町	
		医療体制確保支援事業補助	町	
		二次救急医療対策事業負担金	帯広市	
	(2) 特定診療 科に係る診 療施設	清水赤十字訪問看護ステーション 運営補助	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

令和7年度における小中学校の状況は、小学校2校、中学校2校、児童数334人、生徒数235人で、学級数は小学校26学級（うち特別支援学級9学級）、中学校17学級（うち特別支援学級8学級）となっており、児童生徒数は各校とも減少傾向にある。

教育効果を高めるため、平成15年5月に国の構造改革特別区域計画の認定を受けた少人数学級を今後も実施し、子どもたち一人ひとりの個性に応じた学びの環境づくりを推進する。

時代の変化に対応した教育や小中学校の9年間を通じて系統的で切れ目のない教育を行う小中一貫教育の更なる推進、複数校での部活動支援などが必要になっている。

学校教育施設については、老朽化に伴う施設の整備を進めるとともに、パソコンなどICT機器や学習教材、グラウンドやプールなど教育環境の整備充実を図る必要がある。

スクールバスについては、昭和46年度から統合校児童生徒の送迎を開始し、昭和50年の民間路線バス廃止に伴い、住民利用と合わせて安全運行に努めてきたが、今後も運行時間の適正化を図り、運転手不足を解消していく取り組みが必要である。

社会環境の急激な変化により、多くの学習課題が生じており、特に生活の向上や余暇時間の増大に伴って、心の豊かさやゆとりを希求した社会活動への関心が高まっている。

更に、スポーツ・文化活動に対する住民ニーズは年々多様化しており、これに伴い幅広い活動機会の提供及び施設の整備充実が必要になっている。各種団体、サークルの育成、部活動の地域移行を図るとともに指導者の養成も行いながら、スポーツ・文化活動を推進する。

(2) その対策

ア 小中学校等の施設、設備、環境の整備を図る。

学校施設エアコン設置事業（4校）、学校施設LED化事業（4校）、学校プール機器更新事業（1校）、給食センター施設等改修事業（給食センター1棟）、給食センター機器更新事業（給食センター1棟）

イ 生涯学習活動の推進を図る。

ウ スポーツ、文化施設の充実を図る。

体育館等建設事業（体育館1棟）、アイスアリーナ施設整備事業（1棟）、公園照明LED化事業（有明公園多目的広場、御影公園）、図書館施設整備（改修）事業（図書館1棟）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育 関連施設 校舎	清水小学校特別教室エアコン設置 工事	町	
		御影小学校特別教室エアコン設置 工事	町	
		清水中学校特別教室エアコン設置 工事	町	
		御影中学校特別教室エアコン設置 工事	町	
		清水小学校教室等照明LED化事 業	町	
		御影小学校教室等照明LED化事 業	町	
		清水中学校教室等照明LED化事 業	町	
		御影中学校教室等照明LED化事 業	町	
	水泳プール	清水小学校プールろ過機等更新事 業	町	
	給食施設	給食センター施設等改修事業	町	
		給食センター機器更新事業	町	

	(3)集会施設、体育施設等 体育施設	体育館等建設事業	町	
		アイスアリーナ施設整備事業	町	
		御影公園多目的広場照明LED化事業	町	
	図書館	図書館施設整備（改修）事業	町	
		(5)その他	小中学生スポーツ活動送迎事業	町
		図書館資料整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①学校教育施設

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校2校、中学校2校となっている。

今後も、長寿命化を前提としながらも、管理コストや児童数の推移を見ながら、今後の在り方を検討する。

②教職員住宅

町内の民間の賃貸住宅の状況や、利用実態を踏まえた適正戸数を検討し、用途変更や解体等を進めていく。

③社会教育施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていくが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討する。

④スポーツ・レクリエーション施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていくが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや大規模修繕、統廃合を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

現在、地域コミュニティの現状は、農事組合（農村集落）内における離農戸数の増加により停滞気味であり、10戸以下の組合が多くなっている。

これまで、地域コミュニティの充実を図るため、地域集会施設などの整備といった基礎的公共サービスの確保を行い、コミュニティ活動の推進を図ってきたところである。

今後とも地域の特性を生かした自主的な活動を支援しながら、本町の13地区の地域営農集団を積極的に育成強化し、同集団単位の活動の中で既存の農事組合組織の見直し再編成を進める必要がある。

(2) その対策

ア 農事組合の再編成を推進する。

イ 地域コミュニティ活拠点施設の適正な配置を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	地域集会所維持管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①地域集会所

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動をいっそう活性化していくことが不可欠となる。

地域集会所については、活用の幅を検討しながら長寿命化を図る。その機能を他の施設等で担うことができないかなどを検討したうえで、改修時や更新時の対応を検討する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域文化の振興においては、近年の余暇時間の増大や価値観の多様化などの社会変化を背景に、豊かな人間性を養うとともに情操教育を高め、生活に潤いをもたらす文化芸術活動への関心が高まっている。

そのため、広く町民へ文化芸術に親しむ機会を提供し、自主的な活動への意欲を高めるとともに、文化芸術指導者の養成確保に努め、地域に根ざした創造性あふれる文化活動を推進する必要がある。また、第九の合唱をはじめとした郷土文化の保存・継承を図る必要がある。

(2) その対策

ア 町民文化の向上を図るための機会と場を提供する。

イ 文化芸術団体の育成を図る。

ウ 郷土文化の保存、継承を図る。

エ 文化会館の安全対策と機能維持を図る。

文化会館施設整備（改修）事業（1棟）

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化 振興施設等 地域文化振 興施設	文化会館施設整備（改修）事業	町	
	(3) その他	第九文化継承事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

清水町公共施設等総合管理計画等における施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づくものとする。

「公共施設（建築物）の管理に関する基本方針」

①社会教育施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理施設を進めていくが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の急速な進行は、地球規模の異常気象や自然災害等の発生をもたらす全世界共通の課題であり、主な原因とされている二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減のため節減や再生可能エネルギーの利用促進など「ゼロカーボンとから清水」の実現につながる取組みをさらに実践していかなければならない。

(2) その対策

- ア 省エネルギーの推進を図る。
- イ 再生可能エネルギーの利用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	(1)再生可能 エネルギー 利用施設	バイオガスプラント利活用促進 事務	町	

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 地域間交流	<p>清水町地域活性化交流施設整備事業補助金</p> <p>町内において民間事業者が行う地域活性化に資する事業に供するために行う地域間交流施設の整備に対し、持続的な運営のための支援を行い、関係人口の増加や地域の活性化を図る。</p>	町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	<p>農地整備推進事業</p> <p>本町の基幹産業である農業は、大型酪農、肉牛等の畜産と小麦、てん菜、豆類、馬鈴薯を主要作物とする畑作を中心に大規模経営を主体に展開しているが、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、生産者もコストの削減を行いながら生産性を高める努力をしているところであり、また、安全で高品質な生産を行うため、土づくりを基本としたクリーン農業を推進し、農地の基盤整備を進めている。</p> <p>農地の整備にあたって、生産者の経費負担が大きく、経営が圧迫されることから、基盤整備事業推進の大きな課題であるため、受益者負担分について補助し安定的な経営を推進する。</p> <p>この事業を実施することにより、農地の基盤整備が進み、安定的な経営と生産性の向上が図られる。</p>	町	